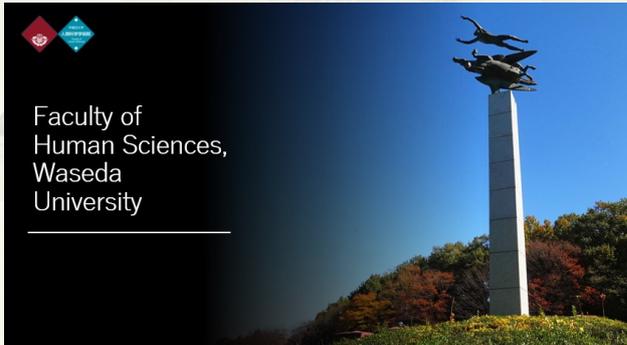


JIFPRO 公開WEBセミナー(2022年2月28日)

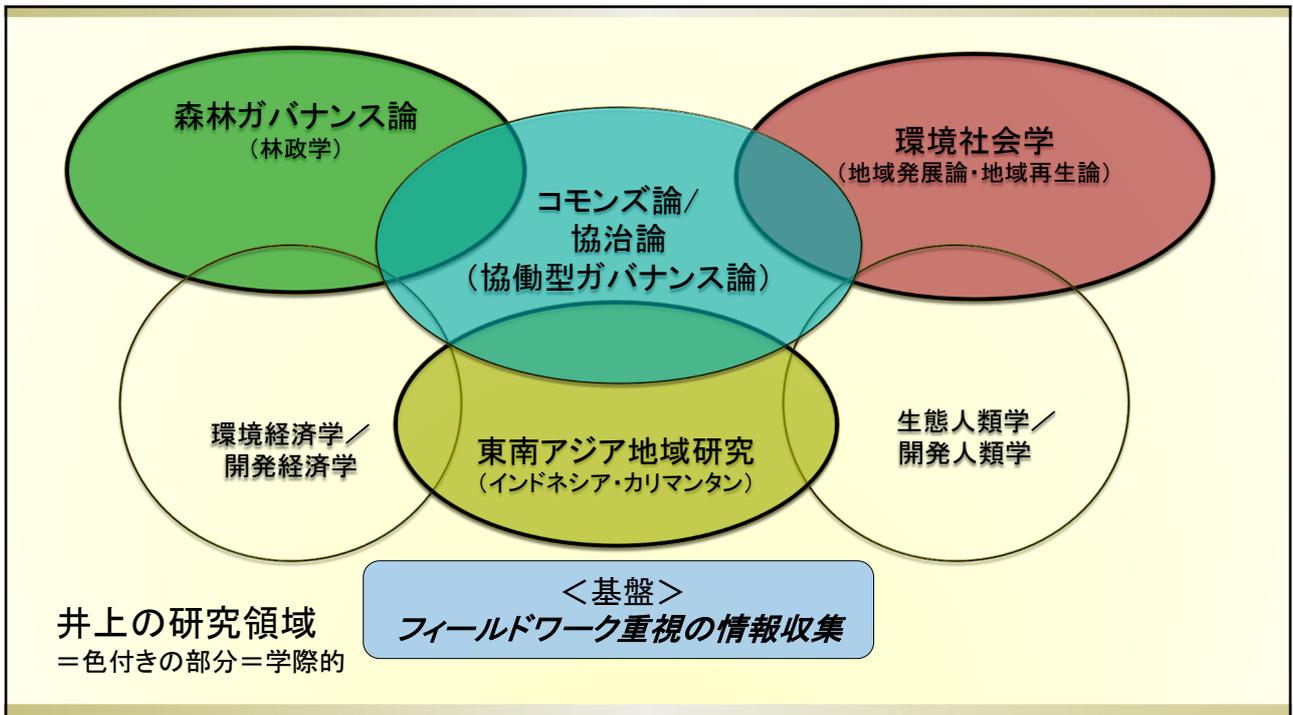
# ローカルな取り組みの グローバルな価値付けと留意点



井上 真

早稲田大学  
人間科学学術院 (所沢キャンパス)

1



2

## 導入

- \* 「途上国森林ナレッジ活用促進事業」
  - \* 途上国のナレッジの**弱点**に着目し、そこに日本のナレッジを活用して商品化し、双方にとってwin-winのビジネスモデルを開発すること。
- \* 本講演の内容：
  - \* 1. このような取り組みが有するグローバルな価値の確認。
  - \* 2. 二つの事例報告に対するコメント。
  - \* 3. 関連する研究成果(1): ナレッジの持続可能性に関わる留意点
  - \* 4. 関連する研究成果(2): ナレッジ活用と利益配分の留意点

3

## 1. 本事業のグローバルな価値



小型機(プロペラ機)でボルネオ島奥地の村に着陸



ボルネオ先住民(Bahau)の吹き矢

4

## 「森林と土地利用に関するグラスゴー宣言」

- \* 気候変動枠組み条約・第26回締約国会議の参加国が発出した宣言のうちの一つ(2021.11)。ソフト・ロー(法的拘束力を持たない)
- \* 目的:2030年までに森林減少を終わらせる
- \* 141カ国が署名し、世界の森林面積の91%を占める。
- \* 192億ドル:公的資金と民間資金
- \* 宣言内容の要点
  - \* 「持続可能な生産と消費の促進」、「利益を生みかつ持続可能な農業の推進」、「森林の多様な価値の承認」、「先住民および地域コミュニティの権利の尊重」、「多様な主体からの投資」など。
- \* →本事業は「宣言」の趣旨を先取りした活動である。

5

## 自然を基盤とする解決策 (NbS: Nature-based Solutions)

- \* 井上の考え=「グラスゴー宣言」の実行でNbSを活かすべき
- \* ←NbSは「宣言」内容のトレードオフを起こしにくいから
- \* →NbSに着目した段階で、視点の重点はローカルに移行
- \* →ローカルな現場で適切なNbSを実行すること
  - \* →「グラスゴー宣言」の実現に寄与
  - \* →ひいてはSDGsの達成に寄与する ←誰でも参加できる

6

## IUCNによるNbSの世界基準 (古田,2021)

- \* 下記の8つ →うち本事業に強く関連するのは赤字の5つ。
  - \* **基準1**: NbSは効果的に社会課題に取り組む
  - \* **基準2**: NbSのデザインは規模によって方向付けられる
  - \* **基準3**: NbSは生物多様性および生態系の健全性に純便益をもたらす
  - \* **基準4**: NbSは経済的に実行可能である
  - \* **基準5**: NbSは包括的で透明性が高いガバナンス・プロセスに基づいている
  - \* **基準6**: NbSは主目的の達成と複数便益の継続的な提供のトレードオフを公平に比較考量する
  - \* **基準7**: NbSはエビデンスに基づき順応的に管理される
  - \* **基準8**: NbSは持続可能で、適切な法域の文脈の中で主流化される

7

## IUCN基準へのコメント

IUCN世界基準	井上コメント
基準1: NbSは効果的に社会課題に取り組む	<b>貧困の軽減</b> への寄与が該当。しかし、新規事業の導入により地域住民の <b>所得格差</b> が広がらないか？
基準3: NbSは生物多様性および生態系の健全性に純便益をもたらす	アグロフォレストリーの導入が該当。
基準4: NbSは経済的に実行可能である	利潤獲得が可能となるような商品開発を工夫することが該当。
基準5: NbSは包括的で透明性が高いガバナンス・プロセスに基づいている	地域住民の <b>参加確保</b> が重要な点。また、 <b>既得権益</b> を崩すことは困難なはず。
基準6: NbSは主目的の達成と複数便益の継続的な提供のトレードオフを公平に比較考量する	企業利益と生態系保全・生物多様性保全との間のトレードオフの可能性は？

8

## 2. 二つの事例報告に対するコメント



船外モーターを付けたカヌーで上流の村に向かう



川での水浴び(シャワーの代わり)

9

## オリエンタルコンサルタンツ・グローバル： ペルーアマゾンでの試み

### \* 事業概要：

- \* 日本の技術を活用してサチャインチおから(オイルの絞り粕としての副産物)の現地での利用促進をねらい、日本の技術を活用して加工食品(真新しい調理利用法やレシピ例等)を開発する。また、サチャインチを活用したアグロフォレストリーの導入へ。

### \* 井上コメント：

- \* 現地の誰が(どの組織・会社が)どのくらいの利益を得るのか？
- \* サチャインチが生産される土地の所有関係は？
- \* 土地所有者と労働者の関係は？
- \* 現地社会の利害関係を大きく変化させるので、既得権を持っている利害関係者の有利になるような商品開発に偏る可能性があるのでは？(=貧困層にとっては不利な状態を導きやすい)

10

## ヤマハ： タンザニアでの試み

- \* 事業：
  - \* タンザニアの早生樹(トゥーナ、ニーム)を楽器(ギター)の原料として活用。
- \* 井上コメント：
  - \* 「NGOと協力してオープンエリアで植林」することが想定されているが、植林地に慣習的な権利を持っている人はいないのか？(後々の紛争を回避するため重要な情報)
  - \* 作業に従事する人は誰か(属性は？ 貧困な人びとが、あるいはNGOを繋がりのある人びとに偏ってしまうのか？)

11

## 3. 関連する研究成果(1): ナレッジの持続可能性に関わる留意点



Koompasiaの大木(伐採しない)  
・精霊の宿る木:パチが当たる  
・蜂蜜が採れる木

12

## 用語の定義

- \* 様々な用語:
  - \* “Traditional Ecological Knowledge”, “Traditional Forest Related Knowledge”, “民俗知”、など
- \* 「**在来・地域知**」(Indigenous and local knowledge: ILK)
  - \* 定義: 順応プロセスにより進化し、また文化的伝承による世代を超えて受け継がれた、人間を含む生き物同士および環境と生き物との関係についての知識、実践、信念の累積体 (Berkes, 2018).
- \* 期待
  - \* 地元の人びとを主体とする**内発的發展**
  - \* 自然資源の**持続可能な**利用・管理

13

## 国際的な注目: SSH 7による提言

- \* 先進7カ国の人文社会科学を代表するアカデミー (Social Science and Humanities 7: **SSH7**) が公表した提言 (2021.11.16) の5つのうちの**一つ**
- \* =「COVID-19からの回復: コミュニティ・エンゲージメント」
- \* この中に下記の提言が明記。
  - \* 「過小評価されている声に力を与え、人々の信頼を向上させることに重点を置きつつ、**地域コミュニティ**が有意義に関与し、意思決定において**ローカルな知識**を展開する際にアクセスできるメカニズムの創設。(…略…)。二つのレベルの**行動の良好な調整**こそが実効性のある戦略である。」(「学術の動向」編集委員会, 2021)

14

## しかし……

- \* 「在来・地域知」は多様
- \* →持続可能性へと直結するものではない。
- \* →エミック(内的視点)とエティック(外的視点)のズレに着目して概念化した「3類型の持続的利用」(井上,1997; Inoue, 2000)



15

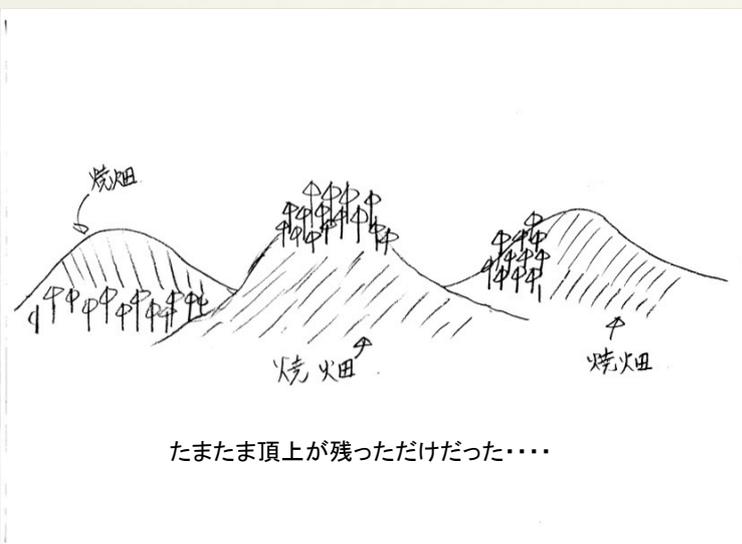
## 山の頂上に残った樹木(1):

インドネシア人研究者が見せてくれた写真(井上のフィールドワーク前)



16

## 山の頂上に残った樹木(2): フィールドワークでわかった実態



17

## 3類型の持続的利用(井上,1997)

- \* (A) 偶発的な持続的利用 → 持続性は確保されない
  - \* 山の頂上に残った樹木 ← 前スライドの例
  - \* 畑の中の燃え残りの樹木
  - \* 陸稲の収穫後に残される茎
- \* (B) 副産物としての持続的利用
  - 主目的の維持を前提として持続性は確保
  - \* 焼畑用地の循環方式
  - \* 毎年移動させる畑
- \* (C) 意識的な持続的利用 → 持続性は確保されやすい
  - \* 日本の入会利用規制 (タイト)
  - \* ボルネオ先住民の慣習保全林 (ルース)

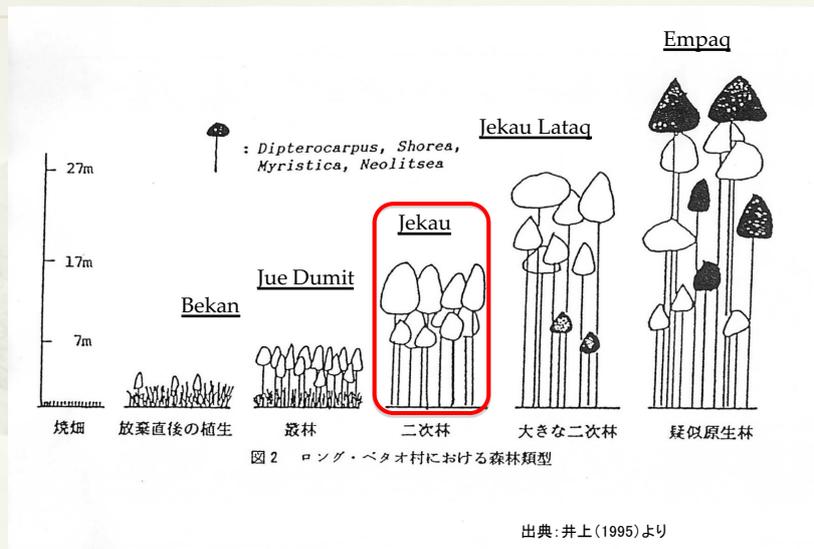
18

＜偶発的な持続的利用の例＞  
畑の中の燃え残りの樹木



19

＜副産物としての持続的利用の例＞  
焼畑用地の循環利用



20

## <意識的な持続的利用の例>

日本の入会林野:きっちりとした利用規制  
→ タイムなコモンズ



カリマンタン先住民(Kenyah)の慣習保全林  
(Tana' Ulen):ゆるやかな決まり  
→ ルースなコモンズ



21

## 留意点

- \* 「在来・地域知」が変化することを前提としつつ、
- \* その時点での類型(3類型のどれに該当するか)を特定する
- \* そのうえで次のような選択肢を検討するのが合理的。
  - \* (1)対象地の「在来・地域知」をそのまま、あるいは若干改編して活用する
  - \* (2)別の地域の「在来・地域知」を導入する(適用可能性の検討が必要)
  - \* (3)「在来・地域知」ではなくて科学的な知識や技術を導入する。
  - \* (4)「在来・地域知」と科学知を組み合わせる。

} 本事業の  
潜在的な  
対象

22

## 4. 関連する研究成果(2): ナレッジ活用と利益配分の留意点



マハカム川を行き来する船  
 ・1階: 自由席、多くの物品も  
 ・2階: 指定席(横になって就寝可)

23

## 文化コモンズとは？

- \* 在来・地域知は「文化コモンズ」の一種である。
- \* 文化コモンズの定義：
  - \* 文化に関わることで、私的所有が主張されないモノやコトそのもの、およびその所有・管理・用益のありかた(山田,2021)
- \* 具体例：
  - \* Wikipedia, You Tube, TikTok, etc..
  - \* 書籍、音楽、アニメ、...
  - \* 地域団体商標(夕張メロン, 讃岐うどん, etc.)

24

## 開放化 vs. 囲い込み

- \* 文化は、生産と販売に関わる人びとだけではなく利用者（消費者）の参加によって発展する。
- \* →「文化コモンズ」の基本 = 開放 = 拡散 = 自由化
- \* →一方で、知的財産法等は必要
- \* しかし、特定の個人・団体による「囲い込み = 所有」が強すぎると…………
- \* →文化の発展は阻害される

25

## 開放の問題点

- \* 文化資源の開放（自由化）
  - 商品化した者による利益の独占 →問題が生じる
- \* 開放的な文化コモンズが人類の助け合いの源であるというロマンチックな捉え方（「コモンズのロマンス」）は妥当ではない
- \* 典型的な事例：
  - \* 「コンドルは飛んでいく」（1970年） by サイモン & ガーファンクル
    - \* ←ペルーの民族音楽を使って大ヒット
    - \* →獲得した莫大な利益はペルーには環流せず

26

## 利益配分の取り決め

- \* 生物多様性条約の「名古屋議定書」(2010年採択、2014年発効)
- \* 在来・地域知に関連する合意：
  - \* 「事前の情報に基づく同意」(Prior Informed Consent: PIC)
  - \* 「相互に合意した条件」(Mutually Agreed Terms: MAT)
  - \* 「公正かつ衡平な利益配分」
- \* 注意点：
  - \* 外国からの利益配分を受けるのは**国家**。
  - \* 国内の先住民や地域社会への再配分は当該国に任されている。

27

## おわりに

- \* 在来・地域知の取り扱いと利益還元については、
  - \* 所有(囲い込み) → 企業活動の活性化へ
  - VS.
  - \* 拡散(開放・自由化) → 人類の財産としての文化コモンズの発展
- \* の両者の微妙なバランスの上に成り立っている
- \* 上記のことを意識しておくことが、ノレッジ活用に取り組む日本企業にとっても重要

28

## 文献

- \* Berkes, F., 2018. Sacred ecology. Fourth edition. Routledge, New York, New York, USA.
- \* 古田尚也(編), 2021.「<特集>NbS 自然に根ざした解決策:生物多様性の新たな地平」『BIOCITY』No.86
- \* 「学術の動向」編集委員会(編)、日本学術会議(編集協力)『学術の動向』Vol.26, No.12, 2021年12月,p.88
- \* 井上真, 1995.『焼畑と熱帯林:カリマンタンの伝統的焼畑システムの変容』弘文堂.
- \* 井上真, 1997.「コモنزとしての熱帯林:カリマンタンでの実証調査をもとにして」『環境社会学研究』, Vol.3, p.15-32.
- \* Inoue, M., 2000. Participatory forest management. In: E. Guharidja, M. Fatawi, M. Sutisna, T. Mori, and S. Ohta (Eds.). *Rainforest Ecosystems of East Kalimantan: El Nino, Drought, Fire, and Human Impacts*. Springer-Verlag, Tokyo, 299-307.
- \* 山田奨治, 2021.『著作権は文化を発展させるのか:人権と文化コモنز』人文書院.

29

## ご静聴ありがとうございました



ラオス山村の子どもたち

30